

令和4年10月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和4年10月25日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第31号 令和5年度伊勢原市公立学校県費負担教職員人事異動
方針について

その他

閉 会

市議会9月定例会 教育委員会関連総括質疑の概要

【総括質疑】 9月14日 (水)

No.	質問議員	答弁の概要
1	中山 真由美議員 (発言順位 2番)	<p>1 総論</p> <p><u>(2)第5次総合計画中期戦略事業プランについて</u> 〔市長答弁〕</p> <p>●<u>小学校教科担当制推進事業について</u> (教育指導課)</p> <p>○ 令和3年度は、大山小学校を除く計9校に非常勤講師を配置し、高学年である5、6年生を中心に教科担当制を取り入れ、教育活動を実施してまいりました。教科につきましては、各校の状況等によりますが、非常勤講師を配置することで、学級担任もほかの学級で教科を担当する体制を取ることができ、チームとしてきめ細やかに子どもたちに対応する体制整備を行っております。担当教科としましては、主に理科や音楽、図画工作、家庭科、体育などの教科を担当するなど、高学年を中心に教科担当制を取り入れ、教員の教材研究の充実と専門性を効果的に活用した授業を実施しております。</p> <p>○ 小中学校の連携については、教職員研修の中で小中教員を交えて協議を行ったり、中学校ブロックにおいて小中交流会を開催し教科や学年に分かれて情報交換等を行ったりしております。</p> <p>○ また、毎年度、中学校1年生を対象にアンケート調査を実施しております。これまでの大まかな傾向といたしましては、中学校教科担当制に慣れるのに時間がかかりましたかという問いについて、教科担当制実施校の生徒は、大変だと思わない、慣れるのに時間はかからなかったと回答している割合が多い傾向が見られました。自由記述には、「気持ちの切り替えを行うのに、小学校の教科担当制が中学校生活でいきている」等の回答が複数ありました。</p> <p>○ このようなことから、小学校における教科担当制の実施につきましては円滑な中学校生活への適応を図る上で有効な手だての一つであると考えております。</p> <p>●<u>教育相談事業の、コロナ禍での具体的な対応について</u> (教育センター)</p> <p>○ スクールカウンセラーが気になる児童生徒を観察したうえで、教職員と連携をし早期発見・早期対応に努めました。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーが関係機関へつなぐなど、支援の充実を図りました。</p> <p>○ また、コロナ禍において、特に不登校状態にある児童生徒に関する相談については、保護者や本人の希望により相談員が家庭訪問を行うなど、きめ細やかな対応を行いました。</p>

		<p><再質問></p> <p>●<u>非常勤講師を配置による教員の負担軽減について</u> (教育指導課)</p> <p>○ 小学校教科担当制推進事業により非常勤講師を配置したことで、教員間でも授業を交換する体制ができ、一人の教員が担当する教科を少なくすることができております。したがって、教材研究をする教科が減り、教科の専門性の向上とともに、教員の負担軽減にもつながっております。</p> <p>[学校教育担当部長答弁]</p> <p>●<u>教育相談員の人数は適正であるか</u> (教育センター)</p> <p>○ スクールカウンセラーへの相談が増加していることから、令和4年度から各小学校への配置回数を増やすことで、対応しております。</p> <p>○ これからも相談件数の増加が想定されます。相談の解決には専門性と時間が必要であることから、相談支援の一層の充実を目指し、教育相談員の配置増員について、研究を進めてまいります。</p>
2	安藤 玄一 議員 (発言順位 3番)	<p>3 歳出について (学校教育課)</p> <p>[市長答弁]</p> <p>(2)<u>中学校給食について、時間内に混乱なく給食が実施できたのか</u></p> <p>○ 栄養バランスの取れた望ましい食生活を促し、食育指導の充実を図ることなどを目的に、昨年4月から中学校給食を全校で実施しました。</p> <p>○ 全校実施に当たり、運搬時間の短縮等を目的とした第2配膳室の設置や日課の見直しにより、給食は時間内に混乱なく実施できたという認識です。</p> <p>○ 今後も、安全安心で魅力ある中学校給食を目指し、喫食率の向上に取り組んでまいります。</p>

市議会 9月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】

No.	質問者	答弁の概要
1	中山 真由美議員 (1日目2番)	<p>発言の主題：1 安全安心な小中学校の環境整備の拡充について</p> <p>(1)給食について (学校教育課)</p> <p>①中学校給食について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6月の喫食率は、山王 47.3%、成瀬 59%、伊勢原 50.7%、中沢 66.5%、市内全体 54.6%で、昨年5月の全体喫食率と比較すると3.8ポイント増加しました。 ○ 喫食率向上のため学校からの要望等を踏まえ、味つけや温度、配膳方法等の改善を重ね、保護者向け試食会を開催する等取り組みました。引き続き、学校の協力を得ながら食育指導の充実に努めます。 ○ また、魅力ある給食を提供するため、パンやうどんを2学期の献立に取り入れる予定で、今後も意見、要望等を反映させ、喫食率の向上に取り組みます。 <p>②小学校給食の食材の衛生面について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給食は、法に基づき衛生管理基準が定められており、食材の温度管理を始め基準に基づき調理業務を行っています。 ○ 生鮮食品は、原則当日搬入で、1回で使い切れる量を購入し、冷蔵庫等で適切な温度管理を行います。 ○ 調理は全て当日に行い、果物を除き加熱処理したものを提供します。 ○ 給食が速やかに喫食できるよう調理の開始時間を調整し、食中毒菌の繁殖を抑制する工夫をします。 ○ また、献立作成の段階で、細菌の増殖が起らないように十分に加熱ができる献立とし、挽肉、鶏卵や青魚等、傷みやすい食材を使用しないメニューを提供します。 <p>③調理員に対する暑さ対策について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 早期のエアコン設置が難しいため、スポットクーラー設置の希望を募り設置を進めており、高部屋、成瀬、大田、緑台に各1台設置しています。 ○ スポットクーラーは、電源の確保等ができれば設置工事無く設置できますが、目的の場所を直接冷やすことができる一方、密閉された空間で火気を使用する場所では効果は限定的で、設置校では、安全面等の観点から、洗浄時間のみ使用している学校もあります。 ○ エアコン設置校でも、微生物やほこり、エアコンの水滴が食品へ付着することを懸念し、調理中は洗浄室以外のエアコンを切り作業を行っています。

- スポットクーラーは、今後も希望校への設置を進めていきます。

(2) プールについて (教育総務課)

- 市内小中学校のプール施設の老朽化が進行する中、学校施設の維持管理や更新に係る経費の縮減と平準化を図りながら、今後の水泳施設のあり方を整理するため、令和3年度から市内民間室内プール施設を活用した水泳授業の試行に取り組んでいます。
- 今年度は、令和3年度から試行を開始した山王中学校に加え、比々多小学校及び桜台小学校の3校をモデル校とし、5月下旬から10月中旬まで、伊勢原南地区に所在する民間施設を活用して実施しています。
- 授業が終了した学校からは、専門の指導員を複数名配置したことによる指導内容の充実や安全確保上の効果のほか、室内プールという環境で児童生徒が積極的に水泳授業に取り組んでいたこと、天候に左右されず計画的に授業時間が確保されたこと、教師のプール施設管理の負担軽減につながったこと等、一定の評価が得られています。
- 学校と施設間の移動は、桜台小学校は徒歩で移動し、他の2校は民間施設が管理するマイクロバスで移動しましたが、試行実施前に想定していた課題であった移動時間の授業への影響については、当該施設まで最も距離のある山王中学校においても片道15分程度での移動が可能であり、許容範囲であったと評価されています。
- 今後の民間施設の活用について、昨年度、山王中学校の水泳授業で活用した市内の民間プール施設が本年4月に閉鎖となったことに伴い、現在、市内で活用できる民間施設は、1カ所となっていることが大きな課題となっています。
- 今後の検討にあたっては、試行の成果や課題を踏まえた上で、今後の水泳指導について、望ましい授業時間数や実施時期、実施方法等を整理するとともに、公立プール施設の有効活用と再整備との整合、及び近隣市の施設の活用等を総合的に検討し、次期総合計画の下で取り組む小中学校の適正規模と適正配置に係る議論との整合を図り、少子化・人口減少社会に対応したプール施設の在り方を整理したいと考えます。

<再質問>

● 小中学校の水泳授業の確保、移動時間や移動車両の確保に係る更なる検討について

- 今後、自校以外のプール施設の活用を拡大する場合には、限られた施設を複数校で活用することになることが想定されることから、小中学校ごとに望ましい授業時間や実施時期等を整理する必要があり、学校と施設間の移動時間は、他の授業時間の確保や教育課程にも影響を及ぼすことから、他のプール施設への移動時間も、課題になると考えます。

- 移動車両の確保については、学校と施設間の移動は、学級を最少単位とした移動になることから、安全面や安定性、及び費用対効果等の面から検討する必要があると考えます。
- 今後のプール施設の在り方の整理にあたって、総合的に検討してまいりたいと考えます。

<再々質問>

●今後のプール施設の在り方の検討スケジュールについて

- 小中学校の適正規模と適正配置に係る議論との整合を図り、検討することと、していることから、次期総合計画の前期基本計画期間において、基本的な考え方を整理してまいりたいと考えます。

●消防用水や避難所のマンホールトイレの水の確保対策について

- 小中学校のプールの水は、学校周辺における火災時の消防用水や、災害時のマンホールトイレの水洗用水等としての使用が想定されていることからプールの撤去を検討する際には、地域の消防水利や避難所対策に影響が生じないように、関係課等と調整を図り、対策を講じることになります。
- 今年度は、比々多小学校で整備を進めているマンホールトイレで使用する水の確保対策として、現在、所管課が学校敷地内において井戸の整備に取り組んでいます。引き続き、関係課との調整を密にし、必要な対策を促進してまいりたいと考えます。

●緑台小学校の消防用水確保と成瀬中学校の急傾斜地対策について

- 緑台小学校の周辺地域については、小学校のプールの水が消防水利充足の要件になっていることから、仮に同校のプール施設を撤去する場合には、防火水槽の整備等の代替え措置について、所管課と調整を図ることになると考えます。
- 成瀬中学校のプール施設に隣接する敷地西側の法面が、令和3年3月に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されたことから、現在、対策に取り組んでおり、今年度は工事に向けた設計等を実施しています。
- 今後の擁壁の整備にあたり、極力、プール施設に影響を及ぼさない手法による整備を条件に検討を進め、関係機関等と必要な調整を図りたいと考えております。

<再々々質問>

●比々多小学校敷地内で整備中の井戸の場所や大きさ、水量について

- 比々多小学校で整備中の井戸は、主に3期校舎（新校舎）東側に整備を予定するマンホールトイレの動線上であり、同校舎昇降口前に設置する予定。井戸の大きさは、直径が30センチメートル、マンホールトイレの使

用に必要な水量は、一日あたり2、000リットルを想定、令和4年11月末を目標に所管課が整備を進めています。

(3) トイレの整備について (教育総務課)

- 小中学校のトイレ改修については、令和3年度に策定した学校施設個別施設計画において、令和4年度からの5カ年で優先的に取り組む改修項目に、便器の洋式化や給排水管の交換等による全面改修工事を位置づけ、国の補助金を活用しながら実施しています。
- 今年度は、高部屋小学校1期校舎と体育館及び竹園小学校西校舎のトイレのリニューアルを、学校の夏期休業期間に実施しました。
- 今回の改修によりリニューアルされた洋式便器の数は、高部屋小学校は、校舎が18基、体育館が3基、竹園小学校の校舎を21基整備し、また、高部屋小学校の体育館に、みんなのトイレ1基を新設しました。
- 同計画に位置づける全面改修の他、各学校のトイレの状況を踏まえながら、個別の洋式化改修に取り組むなど、多様な手法を用い、環境改善に取り組んでおり、この結果、令和4年9月現在のトイレの洋式化の割合は、小中学校全体で校舎は64.3%、体育館は54.4%となっています。
- 市内の小中学校のうち、みんなのトイレを備える施設は9校で、整備率は64%となっています。
- 現在、来年度以降のトイレリニューアルに向け、緑台小学校の校舎と体育館及び山王中学校1期校舎の改修設計に取り組んでおり、更なる洋式化率の向上と、だれもが利用しやすい、快適な施設環境を整えてまいりたいと考えています。

<再質問>

●リニューアル後のトイレの洋式化の状況について

- 学校トイレのリニューアルに際しては、対象校から便器の形状を含めた改修意向を聴取し、設計及び工事を行っています。
- 今年度、改修工事を実施した2校の整備箇所については、当該学校の意向を踏まえ、全てのトイレを洋式で整備しました。

<再々質問>

●トイレ洋式化に対する学校の認識について

- トイレのリニューアルにあたり、その都度、学校の意向を確認し、整備を行うこととなりますが、生活様式の変化に伴い、近年では和式便器を使用することがない児童が増えていると考えられることから、リニューアルの際には全てのトイレについて、洋式化を希望する学校が増えているものと認識しています。

		<p>●<u>サニタリーボックス設置に対する見解について</u></p> <p>○ 男性トイレへのサニタリーボックスの設置については、主に病気などによって尿漏れパッドを使用する方が安心して生活や外出ができるよう、普及が進んでいる。学校への設置については、教職員や保護者における利用ニーズが想定されることから、学校の意向を聴取し、設置に向け検討していきたいと考えます。</p>
2	今野 康敏 議員 (1日目3番)	<p>発言の主題：2 学校教育のデジタル化とデジタル・シティズンシップ教育について（教育指導課）</p> <p><u>(1)GIGA スクール構想の進展状況について</u></p> <p>○ GIGA スクール構想について、本市におきましても、これまでの本市における教育実践の蓄積の上に、GIGA スクール構想により実現した ICT 環境を活用することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の推進を一層図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現による資質能力の育成を目指し、取組を進めております。</p> <p>○ 各小中学校では ICT 環境を生かした実践が積み重なってきております。教員からは、「普段表現活動が苦手な子が、1人1台端末を利用することで、作文や発表資料の作成等様々な表現ができるようになった」、「共同編集機能により、発表資料作成の時間や空間の制限がなくなり、限られた時数の中でも充実した学習ができる」、「PC アプリを介すことで、子どもたちの意見交換が活発になったり、意見の可視化ができたりして議論が深まった」等の声が聞かれます。また、感染症拡大時に課題を配信したり、入院中の子どもとオンラインでやりとりをしたりして、学びの保障に関する実践も少しずつ蓄積されつつあります。</p> <p>○ 一方、1人1台端末の利用の定着に関しては、学年や校種にもよりますが、全体的には週3回程度の利用が多いと把握しております。</p> <p>○ 今年度、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」という質問において、本市では小学校中学校共に90%以上の児童生徒が、肯定的な回答をしています。GIGA スクール構想の目的である「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現」するために取り組んでまいります。</p> <p><u>(2)GIGA スクール構想の課題について</u></p> <p>○ 一点目は教職員間や学校間のICT活用状況の差と考えております。これにつきましては、ICT担当を中心に、各校にて積極的に実践を積み重ね情報を共有すると共に、教員研修等を行い市内教員のICT活用に関する知識や技能の底上げを図っていくことで、徐々に解消してまいりたいと考えております。</p>

- 二点目は、児童生徒の情報モラルやリテラシーについてであります。学習中はもちろんのこと、端末持ち帰りの実施を検討する際、端末を介した友人とのトラブルやインターネット内の悪質なサイト等による被害等について懸念の声が、教職員だけではなく保護者からも挙がっていると把握しております。ICTの活用において、児童生徒がづらい思いをしたり被害にあったりしないよう、計画的に指導を充実させ、児童生徒の情報モラルやリテラシーに関する態度を育んでいくことが課題と捉えております。
- 三点目は、健康被害についてです。先述した情報モラルとも関わりますが、必要以上に利用することによって、視力の低下等健康への懸念が保護者より聞かれます。家庭の理解や協力等を得ながら、健康と端末活用の両立を図る必要があります。
- 四点目は端末の故障についてです。積極的な活用が図られることに伴い、落下等による故障が増加しています。現在、基本的に修繕については保護者に負担がかからないよう市会計で対応しておりますが、今後どのように対応していくか検討の必要があります。

(3) デジタル・シティズンシップ教育について

- GIGA スクール構想により小学校1年生から1人1台タブレットを利用する環境になった今、より一層情報モラル教育が重要であると考えております。
- 情報モラル教育は、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を養うもので、教科の授業はもとより、特別の教科道徳、特別活動等、様々な機会を捉えて「発達段階」に応じて行うこととなっています。
- 学習指導要領において、情報モラルの「情報社会に参画する態度」の項目では、「望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度」等にも触れられており、主体的に情報を活用しながら社会参画をしていく必要性が示されております。また、情報発信による他人や社会への影響について考えたり、ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えたりする等の学習活動の例示がなされており、子どもたちが危険に怯えたりルールを従順に守るだけでなく、なぜそれが必要か、どうしたらよりよい社会の担い手になれるかを考えながら学習活動を行うよう示されております。
- 本市においても、児童生徒が主体的に考え、自ら情報手段を適切に活用したり、主体的に社会に参画したりするための指導や取り組みがなされていると把握しております。
- このように、情報モラル教育において、発達段階に応じて様々な機会を捉えて行われ、ルールやそれを守る大切さを知るだけでなく、自分はどうのように行動すべきか考える力を育成しております。
- また、市内の中学校では、生徒会が主体となってスマートフォンの扱いに関するルールを自ら設定するなど、

生徒自らが主体的に考え、行動することで情報と関わっています。

- 教職員に対しても、今年度、各校の情報担当者連絡会において、ICT支援員より、児童生徒が情報と主体的に関わることができるような情報モラル教育の教材紹介を行いました。
- さらに、学校だけでなく、各家庭の協力も必要であり、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの設定などについて情報提供を積極的に行うとともに、学校と家庭が連携した取組を進めることが重要であると考えます。
- 議員ご指摘のとおり、児童・生徒が積極的にデジタルを使う自分と向き合いながら、主体的に考えて行動できるようにする「デジタル・シティズンシップ」の考え方は、情報モラル教育において非常に重要であると考えております。今後、研究を進め本市の情報モラル教育の充実に生かしてまいりたいと考えております。

<再質問>

●登校できない児童・生徒に対して、ICTを活用した学習指導について

- やむを得ず登校できない児童生徒に対するICTの活用については、各学校の実情に応じて取組が進んでいるところであります。
- 担任とやむを得ず登校できない児童生徒をオンラインで顔をお互いに見ながら話をしたり、入院先と学級とをオンラインでつないで級友と交流を図ったり等の取組の報告を受けております。一斉休校の際は、オンライン上での朝の会の実施や、課題の配信等の取組も実施しております。こういった実践を着実に積み重ね、市内で共有すると共に、学校の実態に応じながら、やむを得ず登校できない児童生徒の学びの保障も図ってまいります。

●デジタル教科書のデジタル機能を最大限生かすための環境整備の現状

- 1人1台端末におけるデジタル教科書の利用に関しましては、活用する中でいくつかの課題もあがってきております。
- まず、年度毎に児童生徒のアカウント登録を行わなくてはならないことが課題ととらえております。ICT支援員等の活用により対応しておりますが、設定が完了し利用できるまで時間を要しており、4月当初からの授業への導入に支障をきたしていると考えます。引き続きICT支援員を活用すると共に、他のアカウント管理も含めた一体的な管理の運用を図ってまいりたいと考えております。
- また、デジタル教科書を用いた実践の積み重ねが不十分な点についても課題ととらえております。例えば、実際に英語科のデジタル教科書を利用した教員からは、「それほど機能等が充実しているわけでもなく、紙の教科書

の方が使い勝手がよい」「音声等は使えるので、指導の内容によっては効果的」との声も聞いております。

- デジタル教科書には、文字の拡大縮小、音声読み上げ機能、総ルビ、動画アニメーション等デジタル教科書を用いて生じる大きなメリットも多数あると承知しております。
- 紙の教科書と併用しながら、児童生徒の実態や学習内容に合わせた効果的な活用実践を積み上げ、デジタル教科書活用に関する研究を進めるとともに、それらを共有することで、デジタル教科書の活用を図ってまいります。

●教員研修等の具体的な取組

- ICT活用状況の差への具体的な取組については、各校のICT担当を中心に、各校の実践を情報共有しております。現在、ICT担当を対象とした情報教育推進連絡会を年に3回実施しております。また、常時各校の情報をグループウェアの掲示板等で共有できるようになっております。各校のICT担当が共有した情報を基に自主的に校内研修を実施しているとも聞いております。また、必要に応じて、ICT支援員を活用しながら研修を実施した報告もあります。
- また、全教職員を対象とした研修も毎年実施しております。ICT機器が得意な教職員と苦手な教職員双方に学びのある研修を企画し実施しております。
- 個々の教職員のICT機器への得意不得意や、それらを取り入れた学習活動を展開するための授業力等は、一朝一夕に変化しないと考えております。着実な取組により底上げを図ることで、ICT活用の差の解消に向けて取り組んでまいります。

●「デジタル・シティズンシップ教育」のオンラインの講演会について

- 情報モラル教育においても、デジタル・シティズンシップの考え方と重なる部分が多くあります。今後の情報化社会を生きる子どもたちに、主体的に情報を活用しながら社会参画をしていく力を育成するために、デジタル・シティズンシップの考えも取り入れ、児童生徒の指導とともに職員への研修も必要であると考えております。
- 本市においても、これまでの実践や実情に応じて情報モラル教育、そしてデジタル・シティズンシップを充実させていく必要があると考えます。そのような点を踏まえ、研修会や講演会などの計画も研究してまいりたいと考えております。

3	館 大樹 議員 (1日目5番)	<p>発言の主題：1 子育て支援と人口増について (学校教育課)</p> <p><再質問> ●給食費を中学生まで無償化した場合の費用 ○ 中学生まで無償化した場合の試算額は、合計約3億1千万円。内訳は、小学校が約2億1百万円、中学校が約1億9百万円です。</p>
4	山田 昌紀議員 (2日目2番)	<p>発言の主題：1 本市における子育て支援施策について (社会教育課)</p> <p><再質問> ●子育てをする親の教育についての本市の取り組みについて ○ 子育て支援の取組として、公民館を中心に、主に3つの事業を実施しています。 1つ目は、生後7か月から未就園児までのお子さんがある保護者を対象とした「幼児家庭教育学級」 2つ目は、地域団体（地区青少年健全育成協議会）と共催で実施する親子参加型としての「親子体験型講座」 3つ目は、中学校区内の小中学校のPTAや地区青少年健全育成協議会などの地域団体と共催で実施する「家庭教育講演会」です。 ○ 家庭における子育て支援は、家庭教育の中心となる保護者に対して、地域社会をはじめとした様々なつながりの中で、共に助け合いながら子どもたちの育ちを応援していくことが重要であるとの認識のもと、保護者としての学びや育ちを応援することを基本的な方向として実施しています。 ○ 子育てや子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、こうした取組についても、内容や開催方法等を絶えず検証しながら、時代に合った事業とすることが重要です。 ○ 今後も引き続き、対面型の学級等のほかYouTube配信などの手法を取り入れながら、地域の団体と連携を図ることや、民間活力の導入なども視野に入れ、家庭教育の支援に取り組んでいきたいと考えています。</p>
5	川添 康大 議員 (2日目6番)	<p>発言の主題：1 子育て支援策の充実について</p> <p><u>(4) 給食費の無償化について</u> (学校教育課) ○ 中学生まで無償化した場合の試算額は、約3億1千万円です。 ○ 給食費の無償化は法に経費負担が規定され、調理員の人件費や光熱水費や施設の維持管理費等の運営に要する経費は市が負担し、給食費は保護者が負担することとされています。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 市では、給食の経費負担は、引き続き法令の規定に則り執り行います。 ○ なお、支援が必要な家庭には、就学援助費として給食費を支給しており、対象世帯の保護者の経済的負担を軽減しています。
6	宮脇 俊彦 議員 (3日目1番)	<p>発言の主題：3 職員の働き方改革について</p> <p><u>(3) 教師の残業時間管理について (学校教育課)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会では、平成 31 年に基本方針を策定し取組を進めており、具体策の一つとして昨年5月から出退勤管理システムを導入し、教職員の在校等時間の実態を把握し、必要に応じて個人実績票を配布し勤務状況の認識を促し、管理職面談をする等、各学校が実情に合わせて取り組んでいます。 ○ また、産業医を配置し、学校巡回や安全衛生委員会への出席により、適正な衛生管理に向けた取組をしており、産業医は、把握した在校等時間のデータから学校の状況を確認し、学校現場の声も聞きながら専門的な立場から助言や指導をしています。 ○ 教職員定数は小学校の 35 人学級の進展や加配により昨年度より増えており、また、教員が、より児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備等のために配置しているスクールサポートスタッフの勤務時間数も増えており、教職員の負担軽減につながってきています。 ○ 今後も、教職員定数の増加について、引き続き県や国に要望していき、教職員の負担軽減に向けた取組を進めていきます。
7	大垣 真一 議員 (3日目2番)	<p>発言の主題：2 児童・生徒の就学について</p> <p><u>(1) 就学相談について (教育センター)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談は、特別な配慮や支援を必要とする義務教育段階の子どもたちの適切な就学先を決定するために行っております。 ○ 障がいのある子どもや、その保護者の中には、地域の小・中学校で地域子どもたちと一緒に学びたいと希望される方もいる一方、より専門的で、より個に応じた教育を特別支援学校や特別支援学級で受けたいと希望される方もおります。 ○ そのため、本人や保護者が正確な情報を得て、理解した上で就学先が決定できるよう、子どもたちの教育的ニーズの把握や、地域の学校や特別支援学校の教育内容の情報提供など、就学に向けて継続的に就学相談を行っております。 ○ 子どもたちの教育的ニーズを把握するため、その際には教育センターの就学相談担当が幼稚園・保育園・療育機関等に出向き、子どもたちの様子を観察したうえで、就学相談を行っております。

- また、保護者が地域の学校と特別支援学校の双方の見学を行い、実際の授業の様子や、先生方からの話、教育の内容や支援体制を含む基礎的環境整備の状況の確認などを就学相談担当と共に行っております。
- 子どもの教育的ニーズや保護者の意向をふまえ、十分な情報提供を行ったうえで、保護者との合意形成のもと就学先を決定するために、就学相談を行っております。

(2) 就学指定校変更について (学校教育課)

- 政令の規定により、小・中学校が2校以上ある場合、教育委員会は、就学すべき小学校又は中学校を指定することとされています。
- 教育委員会ではこの規定に基づき規則を定め、学校の運営が、家庭に加えて地域の協力の上に成り立っていることから、児童・生徒の住所地を通学区域とする学校を指定し就学することとしています。
- 一方、政令又は規則に基づき、指定校を変更することが相当と認められる場合を教育委員会告示に定めており、転居が確実に転居予定地の学校に就学を希望する場合等7つの承認要件を設けています。

<再質問>

● 特別な教育的配慮が必要な場合は、どのようなケースがあるのか

- 学校で学習する際に必要な環境を確保するために他の教育的配慮に含まれない要因による特別な対応として規定しています。

● 臨機応変に変更できる仕組みにすればと考えるが、見解は

- いじめへの対応等、教育委員会が相当と認めるときは指定校変更を行います。一定の配慮を超えた適用をすると学校の負担も増すため、近隣市の状況等を踏まえ必要性を考慮することも大切と認識しています。

● どのようなデメリット、不都合があるか

- 教育的配慮が必要な場合として、いじめ、不登校の解消や転居等による転校で新たな環境での友人関係構築等に負担が生じる場合等へは対応しています。
- デメリットは、児童生徒では、事件に巻き込まれる可能性が高まる等安全性に影響があることや、学校では、家庭訪問や荒天時の一斉下校等において負担が増すことがあること等を認識しています。

● 今後、新たな要件を追加する考えはあるか

- 教育的配慮を必要とする児童生徒が、考え方の多様化等により変わることがあると認識しており、引き続き、相談を聞き、学校の意見等を踏まえ、地域と共にある学校づくりを鑑み、必要な対応ができるように研究していきます。

(3) 学校施設の在り方について

- 小学校区を対象エリアとして構成されている地区自治会も複数あるなど、学区と地域コミュニティには密接な関わりがある中で、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるとともに、地域コミュニティ等の拠点としての役割を担っています。具体的には、災害時の避難所や地域住民の多様な交流の場、地域の協力を得て行う「児童コミュニティクラブ」や「放課後子ども教室」等、学校施設は様々な役割や機能を併せ持っており、今後の学校の適正規模・適正配置、その具体策としての学区の見直しや統廃合の検討は、地域の自治活動や防災対策、さらには、将来のまちづくりにも大きな影響があると考えます。
- 小中学校は、これまでも自治会を始めとする様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら教育活動を行っており、今年度からは、学校、保護者、地域が連携したコミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の新たな取組を通じ、学校や地域の活性化を推進する拠点としての役割も担っています。こうした中、特に学校と地域コミュニティ等の区域が一致しているエリアについては、学区の見直しや統廃合により、これまでの学校と地域コミュニティとの連携や、学校を拠点とした自治活動や防災対策等に少なからず影響が生じるものと考えます。
- 将来の学校の在り方の検討にあたっては、学校が担う様々な役割や地域との関わりにも留意し、地域コミュニティや、学校と地域との関係が稀薄化しないよう、例えば統廃合を検討する場合には、施設の利活用あるいは跡地利用の在り方等、様々な視点から検討する必要があると考えます。
- 具体の検討段階では、教育の質の維持はもとより、地域コミュニティへの影響を考慮した方針と対応策等を示し、児童生徒の保護者や地域住民等を交え、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行う必要があると考えます。

<再質問>**●学区別子どもの数の推計について**

- 将来の子どもの数は、学校運営や学校施設の利用に大きな影響があることから、今後の本市の学校の在り方を検討する上で、重要な要因になると考えます。
- 令和3年度に策定した学校施設個別施設計画では、次期総合計画策定の基礎調査として令和2年度に実施した将来人口推計をもとに、学区単位を基本とした、2060年までの児童生徒数の推計を行い、今後40年間の学校施設更新等に必要な経費の試算のための基礎資料とし

て活用しました。

- 具体的には、小中学校の建替え時期における児童生徒数の推計に応じた学級数の予測を踏まえて必要な施設規模を積算し、学校ごとの更新経費の試算に反映しています。
- 今後の学校の在り方の検討や施設建替の判断等におきましても、適宜、学区別の年少人口等を推計し、事業推進のための基礎資料としての活用を図りたいと考えます。

●学校を建築する場合の校庭等の配置の考え方

- 今後、具体の検討を行います学校施設の建て替えについては、校舎建替えに係る代替え用地の確保が困難で、同一敷地内において建替えを検討する際の考え方としては、大きく2つの手法があると考えられます。
- 1つ目は、現在の校庭に新設校舎を整備し、既存校舎を解体した後にグラウンドを整備する手法で、この場合は、校舎と校庭の配置を入れ替えることとなります。
- 2つ目は、現在の校庭に仮設校舎を整備しながら、既存校舎を解体し、その部分に新設校舎を整備する手法で、この場合は、校舎と校庭が概ね同じ配置になります。まず1つ目の、校舎と校庭の配置を入れ替える手法については、仮設校舎の設置を必要としないため整備コストや工期の圧縮等が期待される一方で、新たに整備するグラウンドが北向きになるケースが多いと想定されることから、日照の確保が課題の一つになると考えられます。
- 2つ目の、既存の校舎と同じ配置で整備する手法については、学校施設及び周辺環境への日照等の環境変化は少ないと考えられる一方で、仮設校舎の設置によるコスト増や、既存施設の解体後に新設校舎等の着工となるため、必要十分な工期の確保等が課題になると想定されます。
- 今後の校舎等の建替えに係る検討においては、トータルコストの縮減や、学校に必要とされる機能等に応じた適切な自然環境、安全性、利便性、及び必要なスペース等の確保、さらには周辺環境への配慮など、様々な要因を整理し、児童生徒をはじめとする様々な人が利用しやすい、安全で快適な教育環境を整えてまいりたいと考えます。

(4)市内プールのあるべき姿について

- 水泳指導については、学習指導要領解説において、小学校では水泳運動系の領域として、低学年では、「水遊び」の項目、中・高学年では「水泳運動」の項目で整理されています。
- 中学校では、主として「泳法」を身に付けることや、効率的に泳ぐことを学習のねらいとしています。
- 小中学校で指導を行う水泳運動に関しては、日常生活における水難事故等、児童生徒の「生命」にかかわる分

		<p>野でもあることから、プール施設の確保が困難で実技が指導できない場合でも、水遊びや水泳運動などの心得について必ず指導することが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領等を踏まえ、市内小中学校のプール施設の老朽化が進行する中、今後の学校プールのあり方を整理するため、施設の維持管理や更新に係る経費の縮減と平準化等を図る観点から、令和3年度から市内民間室内プール施設を活用した水泳授業の試行に取り組んでおり、今年度の授業が終了した学校からは、専門の指導員を複数名配置したことによる指導内容の充実や安全確保上の効果等について、一定の評価が得られています。 ○ 自校以外のプール施設を活用する場合には、学校と施設間の移動時間が他の授業時間の確保や教育課程にも影響を及ぼすことから、他のプール施設への移動時間は、大きな課題の一つになると考えます。この他にも、授業の調整や児童生徒の移動手段、移動時の安全性の確保、さらには費用対効果等の検討が必要になると考えられます。 ○ 今後の学校プールの在り方については、試行の成果や課題を踏まえた上で、水泳指導について、望ましい授業時間数や実施時期、実施方法等を整理するとともに、公立プール施設の有効活用や再整備、及び近隣市の施設の活用等を総合的に検討し、次期総合計画の下で取り組む小中学校の適正規模と配置に係る議論との整合が図られた、持続可能な教育環境を整えてまいりたいと考えます。 <p><再質問></p> <p>●<u>学校プール施設の共同利用（拠点校化）に関する認識等について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水泳授業に活用できる市内のプール施設の現状を踏まえると、今後の市内小中学校の水泳授業やプール施設整備に係る検討にあたり、築年数の浅いプールや、他校からの移動時間等が合理的である学校プールを拠点施設とし、学校間で共同利用する方式についても検討する必要があると考えます。 ○ 学校プールの共同利用に係る具体の検討については、移動時間や双方の学校の授業の調整など、学校現場との調整も必要になることから、今後、課題整理を進め、熟度を高めてまいりたいと考えます。
9	安藤 玄一 議員 (3日目4番)	<p>発言の主題：1 本市の健康施策について（教育指導課）</p> <p><u>(2)今後の具体的な食育の取組について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食育については、各学校において、食に関する指導の全体計画を立て、それをもとに各学年において食に関する年間指導計画を作成し、教育活動全体の中で各教科等と食育との関連を図りながら指導しております。 ○ また、給食の時間には、栄養教諭等による食育につい

ての紹介があり、例えば、食材の産地や旬の食材、栄養について等を、放送で全体に伝える場合や、各担任が、栄養教諭等が作成した食育メモを見ながら、その学年に応じた説明に変え、食の安全や、健全な食生活について、児童生徒に伝える等しております。

- 5、6年生の家庭科の学習においては、5年生は食に関する学習に関して年間17時間程度、6年生は年間21時間程度学習しております。まず、食べ物に含まれる栄養素とその働きについて学習し、栄養に偏りが無いよう組み合わせる大切さ、さらに調理計画を立てるうえで、食品の選び方や保存の仕方、表示の見方等どのような料理や食品を組み合わせるとよいかといった学習を行います。そのような学習の中で、具体的に加工食品の特徴や食品添加物の健康への影響を伝えながら、健康的な食生活を送ることの大切さを教え、自らが健全な食生活を営むことができる判断力を培えるよう食育に努めております。

発言の主題：2 腸内環境の重要性について（教育指導課）

(2)学校教育での取扱いについて

- 児童生徒の健康については、小学校体育科及び中学校保健体育科の「健康な生活と疾病の予防について」において学習をしております。
- 運動不足や食事の量や質の偏り、休養や睡眠の不足などが心身へ及ぼす影響等について学び、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活の実践につながるよう指導がされております。
- 腸内環境については、企業と連携し出前授業として児童を対象に「おなか元気教室」を行い、おなかの中にいる菌について学習したり、学校保健委員会等で、教職員や保護者を対象に腸内環境と健康の関わり等をテーマに研修をしたりした学校もございました。
- 今後も、学校教育全般を通じて、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進できる資質能力の育成に努めてまいります。

<再質問>

●腸内環境の食育を通じた指導について、及び腸内細菌を整えることの指導について

- 腸内環境については、企業と連携した出前授業や、学校保健委員会等での研修等、今後も、学校教育全般を通じて、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進できる資質能力の育成に努めてまいります。
- また、学校生活全般を通じて、児童生徒の健康増進のため、適切な運動、バランスのとれた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活の実践につながるよう指導するとともに、腸内環境の重要性やその効果について、栄養教諭連絡会等において情報提供するなど、指導に生かせるよう努めてまいりたいと考えております。

令和5年度伊勢原市公立学校県費負担教職員人事異動方針について

令和5年度伊勢原市公立学校県費負担教職員人事異動方針について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第7号の規定により提案する。

令和4年10月25日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

神奈川県公立学校教職員人事異動方針に準じ、教職員の適切な配置と円滑な交流及び勤務能率の増進を図ることを目的に、伊勢原市公立学校県費負担教職員人事異動方針を定めるため。

令和5年度伊勢原市公立学校県費負担教職員人事異動方針

伊勢原市教育委員会は、学校の適切な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため、人事異動にあたっては次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに教職員の適切な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置し、教育効果を高め教育の活性化を図る。
- 2 広く人事交流を図り、教職員の編成を刷新強化する。
- 3 全市的視野に立って、性別、年齢及び勤続年数等の教職員構成の均衡を図る。